

報告第15号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第10号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

平成28年10月31日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

平成28年10月19日午後0時40分頃、茨城県水戸市城南2丁目7番10号地先において、市職員が公用車を後退させ、駐車場から道路に出ようとしたところ、当該駐車場に停車していた相手方所有の車両に接触し、相手方の車両が損傷したものである。

3 損害賠償額 44,621円 (過失割合 市100 : 相手方0)